

一 特定目的会社又は受託信託会社等が保有することができる有価証券及び特定目的会社が預金をすることができる銀行その他の金融機関を指
定する件

(平成十二年金融庁告示第四十七号)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により資産の流動化に関する法律の規定を適用する場合における第二号ヌの規定の適用については、同号ヌ中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

二 銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件

(平成十四年金融庁告示第三十四号)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第二条第二項及び第七条第二項の規定の適用については、第二条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）をいう。第二号及び第七条第二項において同じ。）」と、同項第二号中「銀行等」とあるのは「銀行等及び特定承継会社等」と、第七条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等」と、同項第二号中「銀行等」とあるのは「銀行等及び特定承継会社等」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

三 信用金庫の従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件

(平成十四年金融庁告示第四十号)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第二条第二項及び第三条第二項の規定の適用については、第二条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）をいう。第二号及び次条第二項において同じ。）」と、同項第二号中「信用金庫等」とあるのは「信用金庫等及び特定承継会社等」と、第三条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等」と、同項第二号中「信用金庫等」とあるのは「信用金庫等及び特定承継会社等」とする。</p>	<p>(新設)</p>

四 信用協同組合の従属業務を営む会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件

(平成十四年金融庁告示第四十二号)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第二条第二項及び第三条第二項の規定の適用については、第二条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社及びその子会社(銀行に限る。))をいう。第二号及び次条第二項において同じ。」と、同項第二号中「信組等」とあるのは「信組等及び特定承継会社等」と、第三条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等」と、同項第二号中「信組等」とあるのは「信組等及び特定承継会社等」とする。</p>	<p>(新設)</p>

五 保険業法施行規則第二百十二条第三項第一号イの規定に基づく金融庁長官が定める法人（平成十七年金融庁告示第五十号）

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 規則第二百十二条第三項第一号イに規定する金融庁長官が定めるものは、同号イの規定により資金の貸付け（手形の割引を含む。）を行う銀行等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。）が株式会社商工組合中央金庫以外である場合にあつては、前項各号に掲げるものに加え、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げるもの</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>へ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）<u>第十条第十一項第五号</u>に掲げるもの（イからホまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ト (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 規則第二百十二条第三項第一号イに規定する金融庁長官が定めるものは、同号イの規定により資金の貸付け（手形の割引を含む。）を行う銀行等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。）が株式会社商工組合中央金庫以外である場合にあつては、前項各号に掲げるものに加え、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げるもの</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>へ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）<u>第一条の十第十一項第五号</u>に掲げるもの（イからホまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ト (略)</p>

六 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準

(平成十八年金融庁告示第十九号)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">〔特定承継会社に係る特例〕</p> <p>第十八条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七條第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条第七号の規定の適用については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

七 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充
 実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準

(平成十八年金融庁告示第二十号)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(特定承継会社に係る特例)</p> <p>第十八条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七條第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条第七号の規定の適用については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

八 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準

(平成十八年金融庁告示第二十一号)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">〔特定承継会社に係る特例〕</p> <p>第十八条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七條第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条第七号の規定の適用については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

九 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準

(平成十八年金融庁告示第二十二号)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">〔特定承継会社に係る特例〕</p> <p>第十六条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七條第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条第七号の規定の適用については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

十 信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件

(平成十八年金融庁告示第三十四号)

改正案

現行

附則

(新設)

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条及び第二条の規定の適用については、第一条中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次条において同じ。)」と、第二条中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社」とする。

十一 信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件

(平成十八年金融庁告示第三十五号)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第三十三条第一項の規定により法の規定を適用する場合における第一条及び第二条の規定の適用については、第一条中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次条において同じ。)」と、第二条中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社」とする。</p>	<p>(新設)</p>

十二 信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件

(平成十八年金融庁告示第三十六号)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条第二号及び第二条第二号の規定の適用については、第一条第二号中「又は告示」とあるのは「告示」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次条第二号において同じ。)」と、第二条第二号中「又は告示」とあるのは「告示」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は特定承継会社」とする。</p>	<p>(新設)</p>

十三 信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件

(平成十八年金融庁告示第三十七号)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第三十三条第一項の規定により法の規定を適用する場合における第一条第二号及び第二条第二号の規定の適用については、第一条第二号中「又は告示」とあるのは「告示」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次条第二号において同じ。)」と、第二条第二号中「又は告示」とあるのは「告示」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は特定承継会社」とする。</p>	<p>(新設)</p>

十四 顧客分別金信託について保有できる有価証券、預金をすることができる金融機関等を指定する件

(平成十九年金融庁告示第五十七号)

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第三十三条第一項の規定により金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の規定を適用する場合における第二号ニの規定の適用については、同号ニ中「並びに業として」とあるのは「業として」と、「水産加工業協同組合連合会」とあるのは「水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。</p>	<p>(新設)</p>

十五 合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件

(平成二十六年金融庁告示第五十一号)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第六条の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。</p>	<p>(新設)</p>

十六 合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件

(平成二十六年金融庁告示第五十五号)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第六条の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。</p>	<p>(新設)</p>

十七 合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件

(平成二十六年金融庁告示第五十七号)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第六条の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。</p>	<p>(新設)</p>